憲法ルネサンス　28

内部告発者 組織に屈せず　闘って正しさ証明

孤立や嫌がらせ耐え

冬晴れの2月3日、東京地裁で国に損害賠償を求めた、ある訴訟の証人尋問があった。

裁判官や弁護士が見守る中、金沢大医学系准教授、小川和宏さん(54)の声が響いた。「少女の死亡事例は、医療安全を担う厚生労働省が放置していい問題ですか」。証言席の元厚労省職員は「放置していいとは思っていません」と応じた。

大学病院内で伏せられていた死亡事例。厚労省に内部告発した小川さんの情報をこの元職員が大学側に漏らした。小川さんは職場でひどい目に遭う。尋問は2人の直接対決の場となった。

■急死を隠蔽

2010年、金沢大病院で骨肉腫の治療を受けていた当時16歳の少女が急死した。小川さんが遺族の関係者を通じてこの事実を知ったのは13年9月ごろ。遺族が主治医の教授らを告訴したことも知った。治療は「カフェイン併用化学療法」という厚労省の先進医療で、教授らは治療成績の良さを誇っていた。

「内部で隠蔽されている。危険性が隠されたままでは第2、第3の死亡例が出る恐れがある」

意を決し、厚労省に通報した。電話に出た先進医療専門官という職員に名前を尋ねられ、やむを得ず「金沢大准教授の小川」と名乗った。研究室名も聞かれ、医学系とだけ告げた。それ以上の個人情報を控えると、専門官は「明かしたくないということで」と理解を示すような返答をした。

電話を切った後、専門官の消極的な態度が気になった。「問題を放置されるかもしれない」と悩んだ末、複数の金沢大関係者にもメールで通報した。ただ厚労省に連絡したことは伏せた。外部への通報を大学が知れば、嫌がらせに遭うと思ったためだ。

以前、別の不正を大学に内部告発した時の出来事が頭をよぎった。

■キャリア損なう

05年、金沢大助教授に着任して間もなく、研究室で「裏金」が常態化していることを上司の教授から伝えられた。不正な経理はやめるよう申し入れても教授は聞かない。

大学は小川さんの告発を受けて調査したが「不正は確認できない」と打ち切った。教授らによる嫌がらせが始まった。

共同実験室の鍵は貸与されず、受け持つ講義は好評だったのにコマ数を42から3に減らされ、「小川先生に殴られた」と虚偽も言いふらされた。

自分は間違ったことをしていない。大学や関係者を相手に訴訟を起こし、被害を粘り強く訴えた。教授は不正経理で懲戒処分となったが、孤立は続き、職場の誰とも会話しない日も。研究や指導の機会を奪われ、キャリアを大きく損なった。

少女の死亡事例を知ったのは、そんな日々が7年も続いた頃だ。

これほどの目に遭っても再び内部告発したのは「さらなる死亡事例を防ぐため」「国民の知る権利を妨げさせない。今度は告発先を大学にせず、医療安全の監督権限を持ち、守秘義務もある厚労省にした。

ところが、嫌がらせは直後から始まる。講義は3コマからゼロに。日本学術振興会から表彰された際は、大学側は慣例だった学長からの手渡しを取りやめようとした。

こうした仕打ちにも「厚労省が動けば療法の危険性が認知され、改善される」と耐えた。

■通報裏切られ

通報の2カ月後、状況を尋ねようと専門官に再び電話すると、告発内容を主治医にメールで知らせたと言われた。後に入手したメールには「金沢大医学系准教授の小川様（これ以上の情報は得られませんでした）からわたしに電話がございました」と書かれていた。送信は通報の翌日。「問題を放置された上、裏切られていた」。このまま隠蔽されるのを恐れ、新聞社へ連絡した。

「マスコミなど外部への通報や裁判という手段が重要だ」。運輸業界の闇カルテルを内部告発し、報復人事で約30年間も閑職に追いやられた元トナミ運輸社員、串岡弘昭さん(70)が説く。

一方で告発者は精神的に追い込まれることが多く、串岡さんが知り合った告発者の中には、重い病気になった人や自殺を図った人もいた。「組織に裏切られ、将来を奪われたと頭で理解しても、体が言うことを聞かない。私もそうだった。それでも自分が正しいと証明するため、闘うしかない」

金沢大病院は14年4月、カフェイン併用化学療法で倫理指針違反があった可能性があると発表。少女死亡は新聞で報じられ、同6月、厚労省は専門官を戒告処分とした。

小川さんは同9月、賠償請求訴訟を起こした。提訴の10日後、同療法は先進医療の対象外に。訴訟は今年6月5日、和解した。国が小川さんに和解金を支払うことが条件だ。金沢大は「(少女死亡などを巡る)問題判明後、資料を作成して厚労省などに提出した」という。

（共同通信　斉藤友彦）

金沢大病院（後方）の前で話す小川和宏さん。病院は兼六園の南東約1キロ。広大な土地に立つ威容を誇る建物はまるで「茶色い巨塔」のようだ（3日、金沢市＝写真はいずれも藤井保政撮影）

内部告発に対する報復人事として、串岡弘昭さんは教育研修所に長年勤務した。研修所周辺の草むしりを命じられた、苦労の日々を思い出す（3日、富山県射水市）

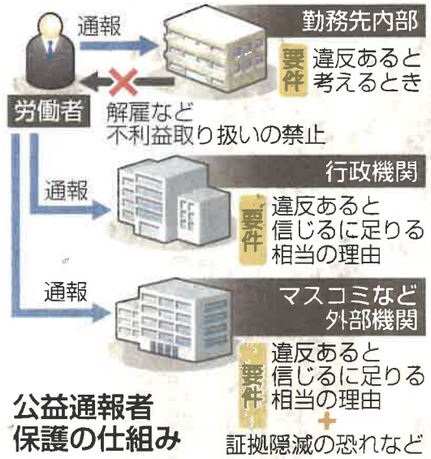

公益通報者保護の仕組み

ノート

公益通報者保護法に欠陥

海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」乗組員の1等海士＝当時(21)＝が2004年、いじめを苦に自殺した。遺族が損害賠償を求めた訴訟で、乗組員へのアンケート開示を求められた海自は「破棄した」と回答した。

しかし、国側の訴訟担当者だった3等海佐が存在を認める意見書を東京高裁に提出。内部告発を受けた高裁は14年の判決でアンケートの隠蔽を認定し、一審を上回る約7300万円の賠償を国などに命じ、確定した。

海自は3佐の処分を検討したが、当時の小野寺五典防衛相は「公益通報を理由に不利益なことをしてはならない」として処分しなかった。

内部告発者に対する不利益な取り扱いを禁じた公益通報者保護法は06年施行。罰則がない上、公益通報と認められるための要件が通報先や告発の内容によって細かく定められ、厳しすぎるなどの欠陥も指摘されている。

海上自衛隊いじめ自殺訴訟の控訴審判決後、1等海士の写真を胸に記者の質問に答える母親（2014年4月23日、東京高裁前）

◆水曜日掲載